

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
指定訪問介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する指定訪問介護事業（以下「事業」という。）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるとともに、要介護状態にある利用者に対し、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適切なサービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業は、要介護状態の利用者が、可能な限り在宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、生活全般にわたる援助を行う。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。
 - 3 事業の運営にあたっては、精華町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - 4 上記のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生省令第37号）を遵守する。

（事業所の名称等）

- 第3条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- （1）名 称 社会福祉法人精華町社会福祉協議会
 - （2）所在地 京都府相楽郡精華町南稲八妻砂留22番地1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業に従事する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1名（常勤兼務1名）
管理者は、事業の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2）サービス提供責任者 2名以上（常勤兼務）
サービス提供責任者は、事業に対する事業の利用の申し込みに係る調整、訪問介護等に対する技術指導、事業計画の作成等を行う。
- （3）訪問介護員等
介護福祉士 5名以上
2級課程修了者 3名以上
訪問介護員等は、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１）営業日は、月曜日から土曜日とする。（ただし、１２月２９日～翌年１月３日を除く）
- （２）受付時間は、月曜日から土曜日の午前８時３０分から午後５時１５分とする。（ただし１２月２９日～翌年１月３日を除く）
- （３）サービス提供日は、日曜日から土曜日とする。
- （４）サービス提供時間帯は、午前７時３０分から午後７時とする。
- （５）上記の営業日、営業時間のほか、サービス提供日及びサービス提供時間帯は、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容）

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

（１）身体介護に関する内容

利用者の自立に向けた入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な身体の介護

（２）家事に関する内容

利用者の自立に向けた調理・洗濯等の家事

（３）利用者の自立に向けた生活等に関する相談及び助言、その他の要介護者に必要な日常生活上の世話

（通常の事業の実施範囲）

第7条 通常の事業の実施範囲は、精華町の区域とする。

（利用料等）

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その１割または２割または３割の額とする。

２ サービス利用にかかる実費負担として、公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、また、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料（キャンセル料）として支払いを受けるものとする。但し、利用者の体調不良等やむをえない場合は、負担無しとする。

３ 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 訪問介護員等は、事業を実施中に利用者の病状を急変、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（衛生管理等）

第10条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとと

もに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

（ハラスメント対策について）

第11条 適切な事業提供を確保する観点から、事業所において行われる性的言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の職業環境が害されることを防止するための対策について必要な措置を講じる。

2 前項における必要な措置については、本会ハラスメントの防止に関する規程に準じるものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第12条 虐待の未然防止・虐待等の早期発見・虐待等への迅速かつ適切な対応を行うために虐待防止対策検討委員会を設置し、次の通り虐待に関する措置を講ずる。

（1）虐待対策検討委員会を適切に実施するための担当者の設置

（2）虐待の防止のための指針の整備

（3）職員に対する虐待防止のための定期的な研修の実施

2 虐待防止対策検討委員会については、別に定める規程に準じるものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第13条 事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、事業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成12年 8月10日から施行する。

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年11月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成22年10月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 2月24日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
この規定は、平成30年 8月 1日から施行する。
この規定は、平成31年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和元年 7月 1日から施行する。
この規程は、令和2年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和7年 4月 1日から施行する。